④　発電専用設備の新設に当たっての措置

ア．　（略）

イ．発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものを採用すること。この際、別表第７に掲げる電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、別表第４の２に掲げる発電効率以上のものを採用すること。

（４－２）－２～⑸　（略）

（５－１）　放射、伝導等による熱の損失の防止

①　断熱の基準

ア．　（略）

イ．工業炉を新たに炉床から建設するときは、別表第５㈠に掲げる炉壁外面温度の値（間欠式操業炉又は１日の操業時間が12時間を超えない工業炉のうち、炉内温度が500℃以上のものについては、別表第５㈠に掲げる炉壁外面温度の値又は炉壁内面の面積の70パーセント以上の部分をかさ密度の加重平均値1.0以下の断熱物質によって構成すること。）を基準として、炉壁の断熱性を向上させるように断熱化の措置を講じること。また、既存の工業炉についても施工上可能な場合には、別表第５㈠に掲げる炉壁外面温度の値を基準として断熱化の措置を講じること。

②～④　（略）

（５－２）　抵抗等による電気の損失の防止

①　受変電設備及び配電設備の管理

ア．・イ．　（略）

ウ．受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第６に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。

エ．～キ．　（略）

②～④　（略）

⑹～（６－２）　（略）

Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記Ⅰに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している全ての工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（別表第６の２㈠に掲げる時間帯別電気需要最適化係数又は別表第６の２㈡に掲げる換算係数を用いて算出する原単位をいう。以下「電気需要最適化評価原単位」という。）を管理し、その設置している全ての工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均１パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、１及び２に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

④　発電専用設備の新設に当たっての措置

ア．　（略）

イ．発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものを採用すること。この際、別表第５に掲げる電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、別表第２の２に掲げる発電効率以上のものを採用すること。

（４－２）－２～⑸　（略）

（５－１）　放射、伝導等による熱の損失の防止

①　断熱の基準

ア．　（略）

イ．工業炉を新たに炉床から建設するときは、別表第３㈠に掲げる炉壁外面温度の値（間欠式操業炉又は１日の操業時間が12時間を超えない工業炉のうち、炉内温度が500℃以上のものについては、別表第３㈠に掲げる炉壁外面温度の値又は炉壁内面の面積の70パーセント以上の部分をかさ密度の加重平均値1.0以下の断熱物質によって構成すること。）を基準として、炉壁の断熱性を向上させるように断熱化の措置を講じること。また、既存の工業炉についても施工上可能な場合には、別表第３㈠に掲げる炉壁外面温度の値を基準として断熱化の措置を講じること。

②～④　（略）

（５－２）　抵抗等による電気の損失の防止

①　受変電設備及び配電設備の管理

ア．・イ．　（略）

ウ．受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第４に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。

エ．～キ．　（略）

②～④　（略）

⑹～（６－２）　（略）

Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記Ⅰに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している全ての工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（別表第４の２㈠に掲げる時間帯別電気需要最適化係数又は別表第４の２㈡に掲げる換算係数を用いて算出する原単位をいう。以下「電気需要最適化評価原単位」という。）を管理し、その設置している全ての工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均１パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、１及び２に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。